相当との国土交通省大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格結果通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前途の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が該当工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同様として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が配置する専任の監理技術者又は主任技術者は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格のうち一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

③　各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員最大であること。

④　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　施工計画の内容が著しく不適当でない者及び評価項目に対し全項目において施工計画の提案があり、「技術提案書が所定の枚数を超えていない者」、「提案書が所定の１行あたりの文字数」、「１ページあたりの行数を超えていない者」、「提案項目数が所定の項目数を超えていない者」。なお、提出に必要な評価項目の詳細は、入札説明書によるものとする。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を求め、技術提案の技術評価点50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規定第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。

⑵　技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）及び技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。

⑶　技術提案に関する事項　技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成する者とする。

評価項目㋐～㋒のうち(a)～(e)で１項目でも施工計画の提案がなかった場合、１項目でも不可がある場合、技術提案書が所定の枚数を超えている場合又は所定の１行あたりの文字数・１ページあたりの行数が超えている場合は不適格とする。

また、評価項目㋐～㋒のうち(a)～(e)の提案はそれぞれ３項目までとし、その項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに総合的に評価する者とする。

①　施工計画（施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。ただし、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。）

㋐　品質確保

㋑　出来形管理

㋒　安全確保

⑷　技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は下記のとおりとする。

①　施工計画

㋐　品質確保

(a)　上部工コンクリートの品質向上対策とその効果（目標とするひび割れ指数を記載すること）

(b)　柱頭部及び下部工コンクリートの品質向上対策とその効果（目標とするひび割れ指数を記載すること）

・記３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㋑　出来形管理

(c)　床版の高さの出来形管理手法（目標とする管理値を記載すること）

・記３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㋒　安全確保

(d)　高所作業時の作業員の安全対策及び建設資材落下対策とその効果

(e)　仮桟橋での作業時の安全対策とその効果

・記３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

⑸　技術提案の評価指標　技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

①　優　一般的事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。

②　良上　「良」に比べ、やや優れていると認められる内容のもの。

③　良　一般的事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。

④　良下　「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

⑤　可　一般的事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規制も認められない内容のもの。

⑥　不可　一般的事項の基準を満たしていない内容のもの。

※一般的事項とは、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の基準をいう。

⑹　技術評価点の付与方法　技術提案の技術評価点の付与方法は下記のとおりとする。（判定方法）

①　施工計画

㋐　品質確保

(a)　上部工コンクリートの品質向上対策とその効果（目標とするひび割れ指数を記載すること）